

平成22年第2回基山町議会（臨時会）会議録（第1日）						
招集年月日	平成22年5月20日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成22年5月20日	9時30分	議長	酒井恵明	
	閉会	平成22年5月20日	12時14分	議長	酒井恵明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名 （欠員1名）	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	大山勝代	出	9番	大山軍太	出
	2番	重松一徳	出	10番	松石信男	出
	3番	後藤信八	出	11番	原三夫	出
	4番	鳥飼勝美	出	12番	平田通男	出
	5番	片山一儀	出	13番	池田実	出
	6番	品川義則	出	14番	酒井恵明	出
	8番	林博文	出			
会議録署名議員	13番	池田実	1番	大山勝代		
職務のため議場に 出席した者の職氏名	（事務局長） 古賀敏夫		（係長） 鶴田しのぶ		（書記） 毛利博司	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一				
	総務課長	小野龍雄				
	財政課長	安永靖文				
	税務住民課長	重松俊彦				
	健康福祉課長	真島敏明				
	こども課長	内山敏行				
	教育学習課長	毛利俊治				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	第27号議案	基山町乳幼児及び児童の医療費の助成に関する条例の一部改正について
日程第 4	第28号議案	町有財産の処分について
日程第 5	第29号議案	平成22年度基山町一般会計補正予算（第1号）
日程第 6	第30号議案	専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例）
日程第 7	第31号議案	専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）
日程第 8	第32号議案	専決処分の承認を求めることについて（平成21年度基山町一般会計補正予算（第7号））

～午前9時30分 開会～

議長（酒井恵明君）

出席議員数13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成22年第2回基山町議会臨時会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（酒井恵明君）

日程第1．会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、池田実議員と大山勝代議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（酒井恵明君）

日程第2．会期の決定を議題とします。

お諮りします。会期は本日1日間と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3～8 第27号議案～第32号議案

議長（酒井恵明君）

日程第3．第27号議案 基山町乳幼児及び児童の医療費の助成に関する条例の一部改正についてより日程第8．第32号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度基山町一般会計補正予算（第7号））までを一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。町長。

町長（小森純一君）（登壇）

皆さんおはようございます。

本日は臨時議会を開催いたしましたところ、大変御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。

早速でございますが、提案理由の説明を申し上げます。

第27号議案 基山町乳幼児及び児童の医療費の助成に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、従来、旧総合病院の外来において2以上の診療科にわたって診療を行った場合には、診療科ごとに別個に診療報酬明細書を作成しておりましたが、平成22年4月診療分以降については1枚の診療報酬明細書にあわせて記載させることとなったため、基山町乳幼児及び児童の医療費の助成に関する条例を改正する必要がありますので御提案申し上げます。御審議いただきますようお願いいたします。

次に、第28号議案 町有財産の処分についての提案理由を申し上げます。

町有財産を処分する場合は地方自治法第96条第1項第8号の規定により議決が必要なため、提案申し上げておるところでございます。処分の内容につきましては、町有財産の譲渡ということでございます。財産の種類は土地。所在は、基山町大字園部字弥生が丘5001番1外2筆。面積は1万8,108.22㎡。譲渡金額は40,670千円。相手先は、茨城県守谷市松前台6-12-13、メークス株式会社、代表取締役森山雅明。理由といたしましては、温浴施設の建設用地としてでございます。所有権の移転としましては平成22年5月を予定いたしております。なお、仮契約は平成22年5月14日に締結をいたしております。御審議いただきますようお願いいたします。

第29号議案 平成22年度基山町一般会計補正予算（第1号）でございます。

これにつきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40,669千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,068,768千円とするものでございます。内容につきましては、第28号議案でお願いいたしております町有財産の譲渡金を公共施設整備基金へ積み立てるものでございます。御審議いただきますようお願いいたします。

第30号議案 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例）についてでございます。

この議案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が成立し、平成22年3月31日公布され、基山町税条例を改正することが急務であるため、平成22年3月31日付で専決処分をいたしております。内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第31号議案 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）についてでございます。

この議案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が成立し、平成22年3月31日に公布され、基山町国民健康保険条例を改正することが急務であるため、平成22年3月31日付で専決処分をいたしております。内容につま

しては、担当課長より補足説明を申し上げます。

第32号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度基山町一般会計補正予算（第7号））についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,013千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,481,796千円とするものでございます。内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。御審議賜り、御可決くださいますようお願いをいたします。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

以上で提案理由の説明が終わりましたので、ここで担当課長の補足説明を求めます。税務住民課長。

税務住民課長（重松俊彦君）

それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。おはようございます。

それでは、第30号議案ですけれども、第30号議案 専決処分の承認を求めることについて補足説明をさせていただきます。

これは、基山町税条例の一部を改正する条例でございますが、3月31日付で専決の処分をお願いいたしております。その内容といたしましては地方税法の改正でございますが、準則にのっとりまして改正をさせていただいてるところでございます。今回の改正の主なものは、65歳未満の公的年金と所得にかかわる所得割の徴収方法の見直しであります。公的年金と所得にかかわる所得割額を、給与から特別徴収の方法により徴収できることになりました。

それでは、内容につきまして概要を説明させていただきます。資料を差し上げておるかと思いますが、条例新旧対照表に基づきまして説明をさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それではまず、資料の4ページをお願いいたします。基山町税条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

まず、第44条第4項でございますが、年金からの特別徴収の開始により、65歳未満の公的年金分の税額については普通徴収となっておりましたが、公的年金を有する給与所得者等については、一括して給与からの特別徴収ができることになったことに伴う条文の整備でございます。年金特徴を開始していない基山町においては事務の影響はなく、現行と同じでございます。

第45条でございますが、前条に第4項が追加されたことによる項ずれの修正によるもの  
あります。

続きまして5ページお願いいたします。第48条第6項でございますが、法人税法の改正に  
よる項ずれによる修正であります。内容については変更ありません。

6ページお願いいたします。第15条でございますが、前条の読みかえ規定の第15条が削除  
されたことに伴う、第15条の2から第15条への条番号の修正であります。

続きまして6ページから8ページにかかりますけども、第24条の4及び第24条の5でござ  
いいますが、法律名が租税条約実施特例法から租税条約等実施特例法に改正されたことによる  
条文の整備であります。内容については変更ありません。

改正の概要といたしましては以上でございます。

なお、施行期日といたしましては平成22年4月1日でございます。ただし、附則の第20条  
の4及び第20条の5第1項の改正規定につきましては、平成22年6月1日となっております。

以上で補足説明を終わります。どうかよろしく御審議賜りまして、御承認いただきますよ  
うよろしくお願い申し上げます。

議長（酒井恵明君）

次に、第31号議案に対する担当課長の補足説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（真島敏明君）

皆さんおはようございます。健康福祉課長の真島でございます。よろしくお願いしたいと  
思います。

第31号議案をお願いいたします。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴うものであります。内容的には、  
国民健康保険税の基礎課税にかかわる課税限度額及び後期高齢者支援金等課税額にかかわる  
課税限度額、特例対象被保険者等にかかわる国民健康保険税の課税の特例等に関する改正で  
あります。説明は、資料の9ページからの新旧対照表によって御説明いたします。

まず、9ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。第8条第2項中「47万円」を  
「50万円」に、同条第3項中「12万円」を「13万円」に改めるものであります。内容的には、  
基礎課税額にかかわる賦課限度額を「50万円」に、後期高齢者支援金分にかかわる賦課限度  
額を「13万円」に改めるものです。賦課限度額を国民所得や医療費の上昇率等を勘案して適  
宜引き上げていかないと、賦課限度額で賦課される世帯がふえ、中低所得者の負担も増加し

てしまうことから、見直しを行われるものです。

また、31条中「47万円」を「50万円」に、「12万円」を「13万円」に改めるものです。これも第8条と同じ内容でございます。

第31条中「第703条の5第1項」を「第703条の5」に、「法第314条の2第2項に規定する金額」を「33万円」に改めるものです。前段は、地方税法第703条の5第2項が削除され、1項のみとなったため、改めるものです。後段は、法第314条の2第2項に規定する金額の330千円を額で表示するように改正されたため、改めるものでございます。

次に、10ページでございます。第31条の次に第31条の2を加えるものです。内容は、国民健康保険の被保険者が倒産や解雇等の理由により離職、これ社会的には非自発的失業と申し出ております、離職した雇用保険の受給資格者である場合等におきまして、所得割額の算定の基礎となる総所得金額等及び減額措置の判定の基準となる総所得金額を、これらの金額中に給与所得が含まれている場合には、給与所得の金額をその金額の100分の30に相当する金額として計算した金額とする、と特例措置を講ずることになったためです。

続きまして、第32条の次に32条の2を加えるものです。内容は、雇用保険受給資格者証、これは本人所持に限りませんが、による確認とし、離職年月日、理由を確認し、申告をしていただくものであります。

次に、11ページでございます。第33条第2項を削り、同条第3項を同条第2項に、同条第4項を同条第3項に改め、同条第3項中「前2項」を「前項」に改めるものです。項ずれに伴う条文の整理でございます。

第33条第1項第2号の次に次の3号を加えるものです。内容は、項の設置が誤っていたので修正し、第2項の内容を第1項第3号として整備を行ったものであります。

次に、12ページをお願いいたします。附則第4項中「第703条の5第1項」を「第703条の5」に改めるものです。内容は、第703条の5第2項が削除され、1項のみとなったため、改めるものでございます。

続きまして、附則第15項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改めるものでございます。内容は、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律が、法名変更により租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例

等に関する法律となったため、改めるものです。内容に変更はございません。

附則第16項につきましても、附則第15項と同じく法名変更によるものでございます。

附則第18項、平成22年度以降の保険税の減免の特例を加えるものです。内容は、旧被扶養者の保険料減免措置の延長について、被用者保険の被扶養者であった前期高齢者、これ65歳から74歳までです、が、当該被用者保険の被保険者が後期高齢者医療保険に移行したため国民健康保険の被保険者となった場合に、それまで保険料を支払っていなかったことに配慮し、減免措置が設けられています。この減免措置を、2年間の時限措置ではなく後期高齢者医療制度、これ25年3月31日です、まで延長することになりましたので、項を加えるものであります。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

次に、第32号議案の補足説明を求めます。財政課長。

財政課長（安永靖文君）

おはようございます。

それでは、続きまして第32号議案の補足説明をさせていただきます。

これは、21年度基山町一般会計の補正予算（第7号）といたしまして3月31日付で専決処分をさせていただいた分でございます。

まず、2款・地方譲与税、それから3款・利子割交付金、4款・配当割交付金、5款・株式等譲渡所得割交付金、6款・地方消費税交付金、7款・自動車取得税交付金、9款・地方交付税、10款・交通安全対策特別交付金等が3月末に額の確定がなされたため、先ほど申しましたように3月31日付で専決をさせていただきました。

それでは、事項別明細書によりまして概要を説明させていただきます。

まず、11ページをお願いいたします。9款・地方交付税でございます。今回、特別交付税といたしまして額が確定いたしましたので、56,049千円を追加をさせていただいております。ちなみに、特別交付税の21年度額といたしましては96,049千円でございます。普通交付税額は849,458千円でございます。

続きまして13ページをお願いいたします。14款・県支出金でございます。地域交通支援モ

デル事業費補助金といたしまして1,940千円の更正をお願いをいたしております。これにつきましては、乗り合いタクシー試験運行事業、ちなみにデマンドタクシーでございますけれども、分の額の確定によるものでございます。

続きまして14ページをお願いいたします。16款・寄附金でございます。1目・教育費寄附金ですが、育英資金寄附金といたしまして3月に基山町大字小倉402番地6の田中美智子様より30千円、続きまして基山町ゴルフ協会様より70千円、計の100千円を御寄附をいただきましたので、今回追加としてお願いをいたしております。

3目・総務費寄附金でございます。ふるさと応援寄附金として500千円追加をさせていただいております。ちなみに、現在までのふるさと応援寄附金の額は2,750千円でございます。

15ページをお願いいたします。繰入金でございます。今回、公共施設整備基金繰入金といたしまして75,000千円を更正をお願いをいたしております。ちなみに、21年度末の公共施設整備基金といたしましては、996,612千円が21年度末の残高でございます。

続きまして16ページをお願いいたします。歳出でございます。

総務費、13目・ふるさと応援寄附基金費でございます。歳入でも申し上げましたとおり、500千円ございましたので、基金積み立てとして追加をお願いをいたしております。

17ページでございます。教育費でございますけれども、育英資金繰出金といたしまして、100千円の寄附がございましたので、育英資金のほうへ100千円追加をお願いをいたしております。

あとにつきましては、公共施設整備基金等の更正に伴う財源内訳の変更でございます。

以上でございます。

以上で補足説明を終わらせていただきますけれども、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

補足説明が終わりましたので、ここで暫時休憩いたします。

～午前9時56分 休憩～

～午前10時11分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

第27号議案 基山町乳幼児及び児童の医療費の助成に関する条例の一部改正についてに対

する質疑を行います。松石議員。

10番（松石信男君）

提案理由の中に旧総合病院と。で、一月2つ以上の診療科を受けた場合は300円でいいと。今までは1診療科ごとに300円ずつ要ったのがと。そういうふうになるわけで、結構なことですが、そうしますと基山町の周辺では総合病院としてどんな病院があるんですかね。基山町の方が受けてあるちゅうかな、診療に行かれてる病院。そりゃどこでもありましょけど、周辺ではどういう病院を指すのかですね。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

佐賀県内では好生館とかというところがあって、5カ所あるそうです。基山町の方がよく行かれるところは聖マリア病院とか久留米医大、そういったところが多いというふうに思っています。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

そうすると、例えば弥生が丘の鹿毛病院はそれには該当しないという形になるんですか。あそこはよく利用されてると思うんですけど。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

鹿毛病院も入っております。

議長（酒井恵明君）

松石議員、よろしゅうございますか。

ほかにございませんか。重松議員。

2番（重松一徳君）

私のとらえ方のおかしいのかなと思いますけども、改正する理由がはっきり私わからないんですね。診療科という項目が、まず改正後には削除されると。今言われましたように、それぞれの診療科ごとに発行してた部分をまとめてと。まとめてだったら発行する側の問題で

あって、それを乳幼児医療で受け取って、それに対する補償する場合においては、改正前も医療機関というのは入っているわけですので、診療科とダブっっても別に問題ないのかなというふうにも一つは思っております。

もう一点は、自己負担が300円ということは一緒と。例えば、今までそれぞれ総合病院で小児科にかかる、内科にかかる、例えば外科にかかる。単純に3カ所かかったと。それぞれの診療科ごとに領収書が発行された。まず、1千円ずつ発行されたということで3千円となりますね。それぞれの3千円の中には個人負担の300円が含まれてるということだったら、900円が個人負担と。残りの2,100円が町からの補助というふうに単純になりますけども、総合で1本で領収書が発行された場合、この3千円の中には自己負担が300円になると。そうすると、2,700円が町からの補助になると。町の補助がその分負担額がふえるのかなというふうにも思いますけども、ここ2点について質問いたします。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

今、御質問の件につきましては、同じような内容につながってくると思いますが、それぞれ診療科ごとに補助をしております。今言われましたように、内科にかかれる、外科にかかれるということによってそれぞれ一部負担が出てきますと、それぞれの中で300円を負担していただくという形に、県の条例もなっておりまして、基山町の条例もそういうふうに補助関係でございましたので、その分を診療科という文言を削除させていただくということ、1本で計算をさせていただくということになります。病院によりましては、お聞きすると、そのまんま診療科ごとの請求領収書みたいなものを発行するという病院もございます。したがって、4月1日以降はこちらで十分精査をして、間違いのないようにそれを合わせて、1本で300円あるいは基山町の単独事業の500円の負担をしていただくように精査をしながら、補助をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

重松議員、よろしゅうございますか。重松議員。

2番（重松一徳君）

それによって、例えば22年度、医療費補助ですね、どれぐらいに基山町の補助負担がふえるというふうに計算されてますか。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

細かくはまだ精査をしておりません。現在、私も医療の手續實際やっておりますけれども、またがって診療されるというのがそんなに多くございません、今のところですね。だから、300円ないし500円の補助ということを考えても、そういう大きな金額にはならないというふうに思ってます。試算自体はまだやっておりません。

議長（酒井恵明君）

重松議員、よろしゅうございますね。片山議員。

5番（片山一儀君）

これは法改正に基づいてやられるわけですよ。今ちょっと気になった事項は、単独事業で500円という数字が出てきましたが、それどういう意味ですか。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

佐賀県の補助関係で、3歳未満の方は一部負担を300円お願いしますということで補助事業を行っております。3歳以上と小学校の就学前までが、基山町の単独事業として500円だけの一部負担をしていただいて行ってるというところでの500円ということでございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

それは、この条例の中には入ってこないんですか。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

先ほど御説明しました診療科ごととか医療機関ごとというのは、第4条の中にあります。それとは別に、乳幼児医療の分の助成の分でさせていただきますので、300円を引く補助事業が主体的な説明にはなってますけれども、対象となる医療機関ごとというのが第4条に示されてますので、そこを利用して単独事業のほうもさせていただくということになります。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

500円という文言が条例の中に入ってこないかと聞いている。それ、あるからということですか。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

濟いません。第4条の2項の1号の中に500円という文言が出てまいります。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

これは、今年度、21年度、ちょうど診療報酬改定の年度になってる。2年ごとに改定されるんですね。それでもって今度これは変わったわけですから、単独事業であっても、単一診療科、要するに医院ですよ、医院であろうと総合病院であろうと、診療科ごとにあつたのをまとめたわけですから、それは500円にはひっかかってきませんか。そうすると、そこは条例改正しなきゃいけないんじゃないですか。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）

500円の補助の分については改正する必要はないというふうに思ってます。保護者の方が請求を出されるときの対象の医療機関の分の条例改正ですので、単独事業で基山町が補助をしてる500円の文言のところには係ってこないというふうに思ってます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

今まで単独にやって、今は表示が全部変わってきてるんですね、今回の診療報酬の改定で。そうすると、500円であろうと300円であろうと、診療科が1つだったやつが全部一緒にまとめるわけですから、300円が係るとこは500円も係ってしかるべきですよ。わかります。そ

この改定も必要じゃないですかと言ってる。趣旨は同じなんですよ。

議長（酒井恵明君）

質疑途中でございますが、議長ミスして、片山議員、今の質疑で5回目になりますので、特別に事後ですけど許可して、これで終わります。こども課長。

こども課長（内山敏行君）

資料の新旧対照表に条例の改正のところをつけておりますが、文言としては下から3行目の一番右側、改正前のとこですね、の診療科というところを削りますが、一月間の医療費に係る一部負担金というところで診療科を削りますが、その後は、これをもとに後の500円の、先ほど言いました2項の第1号等が係ってきますので、この医療機関の考え方で500円の控除をするという条文になってますので、その文だけで単独事業の分も同じくそういう医療機関のとらえ方をするということになるというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第27号議案に対する質疑を終結し、これより討論を行います。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

討論ないようですので、討論を終わります。

第27号議案 基山町乳幼児及び児童の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第27号議案は原案どおり可決いたしました。

次に、第28号議案 町有財産の処分についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。片山議員。

5番（片山一儀君）

先ほど提案理由の説明をいただきました。財産を処分するためには議会の議決が必要であ

るという提案理由でありましたが、これは仕事をする根拠であって、提案理由ではないと思うんですね。処分をする必要性、それからメリット、デメリットがきちっと出てこないとなら提案理由にならない。要するに、提案理由でもって議会で審議し、判断する、私がいつも言うようにですね。これでは提案理由になってないし、説明になってないと私は思うんで、そこらあたりを説明していただかないと、行政が今まで貸与でしょうか、貸し出しをしようかと、こう言っておりましたね。それを業者が売ってくれと言うから向こうの言いなりに売るのが。じゃあ、町有財産を処分する必要性は何なのか。メリットは何か、デメリットは何かを明らかにしないと議論になりません。必要性がなくてやるのを無駄と言うんです。可能性がなくてやるのをむちゃと言うんです。だから、議案を提出されるときに、むちゃでも無駄でもない、無駄でもむちゃでもない説明がきちとなされないと審議の対象にならないと私は考えるんですが、町長いかがですか。

議長（酒井恵明君）

町長に求められたんですね。町長。

町長（小森純一君）

提案理由としましては、申しあげましたように、買いたいというような意思があって、それに基づいているいろいろ検討をいたしました。そこで、あそこをそのまま置くよりも活用したほうが良いと。当然、売却代金も入りますし、その後のいろいろ、税収かれこれ考えましてもそのほうが良いという、それがメリットだというようなことだと思います。そういうことで、デメリットも廃止がどうのというような、そういうことなのかもわかりませんが、その辺もクリアした上での決定といいますか、提案ということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

前から、道路の認定だとか、廃止だとか、道路法が云々という話で、いつも業務の根拠を提案理由にされるんですけども、それは業務の根拠であって提案の理由ではないと。今ちょっとおっしゃいました、町長がおっしゃる行政の経営会議というものはあるそうですが、そこでメリットは何か、向こうが言ってきたからだけじゃないと思うんですね。町が持つてほうがいいのか、売ったほうがいいのか。デメリット、メリットをこうやって検討しました、

したがってこれを売ることに提案をしますと、こういう話だと思うんです。それが提案理由でなかったら、議会で何を審議するのか。ただ思いついたことを質問してという話ではないだろうと思うんですね。私はずっと提案理由が、この後でも議案でそれぞれ申し上げますけども、そこあたりが提案理由であって、この議案をなぜ提案するのか、それはこういうメリット、デメリットがある、結論はこうである、したがってそれを議会に承認を求めるといふ話ではないかと思うんですね。あくまでこの条例は事業の根拠、事務の根拠です。

以上、質問終わります。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。林議員。

8番（林 博文君）

町有財産の処分については私もちょっと心配するところがあるわけですが、要は5月14日に仮契約をされたということで、その契約の写しか何かは資料提供の場合は出されますか。

それともう一つは、この地域についてはまだ市街化区域でありますので、用途地域は今のところは何にここはなっておるものか。

それともう一つは、山林ですけども、私が心配しておるのは、坪単価が安いということによって、場合によっちゃメークス株式会社がいろいろな経営状況なりで将来、温浴施設は計画的には進められると思いますが、ほったらかしされて開発行為を出されなかったと。そういうふうなときには、5年以内にきちとした施設ができない場合は町にまた戻すとか、そういうふうな契約になってるものかですね。この地域は将来については要望される地域もありますので、面積的にも5,400坪からあるわけですが、相当な金額にこれを造成工事した場合にはなるわけですが、宅地分譲とかそういうふうなところにも用途変更がされて売却されるちゅう、ないとは思いますが、そういうことを考えられますので、その辺についての仮契約の内容の概算がわかれば資料提供をお願いしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

財政課長。

財政課長（安永靖文君）

申しわけございませんけれども、議案と一緒に資料を差し上げるべきでございましたけども、おくれましてまことに申しわけございません。一応、仮契約の売買契約書は写しとして差し上げております。なお、原本につきましては、向こうの会社の印鑑証明とかつけた実印

が打たれておりますので、それは出せないということで、写しとして資料として差し上げるところでございます。

また、先ほど言いましたように、開発がされなくてそのままほったらかしとかちゅうのは、その資料の中の第5条に、契約書の第5条に用途指定ということで、2年を超えない範囲で本件土地を本事業に供されなければならないというふうな文言を入れております。

それと、転売等につきましては、裏の第8条に一応しておりますけれども、そういうふうなことをする場合には、移転をし、また権利を設定する場合には、事前に基山町に申し出て基山町の承認を得るとのことといたしております。

それと、坪単価が安いんじゃないかということでございますけども、これは現況は山林でございます。おっしゃるとおり北部丘陵の土地のあれでは市街化区域でございますけども、現況は山林でございます。山林というより原野に近いような山林でございます。そういうことで、それを宅地並みで、更地でもし売るとしたら、おっしゃるとおり相当な造成費がかかると。当然、造成費は引いてしか売れませんので、現況の山林で不動産鑑定をいたしております。で、不動産鑑定の額を根拠として契約をさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）

私の勉強不足で申しわけなかったわけですが、仮契約の土地の売買契約、今見せていただいたわけですが、不動産関係についてはバブルなりいろいろ条件等が不利益な条項になってきておりますので、基山町としてもせっかく、よその地域は1億円のふるさと創生なんかで温浴施設もされて、大変好評、地域にはですね、ありますので、しっかり内容を十分検討して、基山町民の方が温浴施設を利用されるような建設用地として開発をしていただきたいというふうに思うところです。

ただ、私は、先ほど同僚議員にも聞いておりましたが、個人の土地の売買については、場合によっちゃ5,000㎡以上の土地の売買関係で締めつけがあるわけですが、県のほうに取引関係については事前に届け出を出さなくてはならないわけですが、公共施設のこういうふうな町有財産の処分については、面積等の広い狭いにかかわらずそういうふうな規制はないわけですか。

議長（酒井恵明君）

財政課長。

財政課長（安永靖文君）

公共団体が土地等売る場合は、地方自治法で5,000㎡以上は議会の議決が必要であるというの96条でうたってあります。ただ、県のほうに申し出とか協議はございません。

議長（酒井恵明君）

財政課長、ちょっと私のほうから。先ほどの説明の中で、仮契約は5月24日って私は聞いたようだけど、14日が正解ですね。はい、わかりました。林議員は24日とおっしゃったから確認してるんです。重松議員。

2番（重松一徳君）

5月11日に全員協議会を行った部分を含めて質問しますけども、朝、議長のほうに資料ということでカラーコピーの部分を出してもらって、これ5月11日的时候には全員協議会で議員には配付された部分ですけども、執行部の方も一緒に見ていただきたいということで配付してもらっておりますけども、一つは等高線が、多分私は2mでされてるんだろうと。私は温浴施設の今回の建設に対しては賛成であるし、土地売却に対しても基本的には賛成なんです。問題は、町道が温浴施設の中央を走ると。私もきのう、夕方ちょっと遅くなってですけども現地を見て、果たしてこの20m幅で町道ができるのかなというふうな疑問を持ちました。等高線が2mとすれば、町道の予定の間に約10本走ってますね、等高線が。ということは20mあると。20mを掘削しなければならないという問題が出てくると思うんです。そうすると、のり面からして最低30mか35m町道予定地として確保しておかないと、勾配の関係からできないんじゃないのかなと。20mというのが、ハツ並線が歩道まで入れて約16mですね。道幅と歩道合わせてとってます。そうすると、20mということは4mしか余裕がないと。とても20mの擁壁を組むのに、20mでは無理かなと。

当初の計画では、ここ全部更地にすると。平たんにするということだったから、平たんにすれば、例えば等高線の谷底に向かって見る感覚になるんですけども、それから三ヶ敷の村中通って町道は最終的にできるだろうと思いますけども、話を聞けば現況を残すと。山を残すということでしたら、町道にかかる部分、これがどのようになっているのかというのが大変大きく影響してくるのかなというふうに思いますけども、まず20mの道幅で町道ができるというふうに理解されてますか。

議長（酒井恵明君）

財政課長。

財政課長（安永靖文君）

私は町道の改良とか設計とかは全く素人でございます、わかりませんけども、一応20m幅を確保しておきたいということでございます。ただ、この辺のあたりにつきましては、全協のほうでも申し上げましたとおり、当面緑を残すと、この道路についてはですね。ただ、上のほうについては、一番上の丸いところは古墳が、塚が出ておりますので、そこは残していきたいと考えられてるようでございます。それから、町道の法線と丸い塚のとの間ですけども、これについては将来的に宿泊施設なり何なりを考えていきたいということで、全協のほうでもお話をさせていただいたと。

ただ、この図についてはあくまでもメークス株式会社の原案でございます、これから変わる可能性は十分にあるということでございます。基本設計等がまだ取りかかっておられませんので、その段階になって配置図とかは変わる可能性はあるということを聞いております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

配置図を聞いてるんじゃないんですよ。町は今回売却すると。しかし、売却しない部分ですね、貸し付ける部分、これは将来町道を通すということなんですね。町道を通さなければ売却してもいいんですよ。しかし、将来は町道を通すんだということで、売却でなくて貸し付けをします。その幅が20mしかない。20mの幅で町道ができますかと私聞いてるんですよ。

で、メークスさんがどのように開発を進めるというのは、これはメークスさんの考えですよ。このまま残してから、もし建物がぎりぎりまでつくられたら、とてもじゃないけど切り土はできませんね。切り土ができないということは、町道がつくられないという問題が発生しますね。だからここまで私、これ全員協議会で質問しとけばよかったんですけども、私もここまで気がつかなくて今質問してるんですけども、できますかと。この20m幅で、メークスさんがどのような開発をするかというのは別問題として、町は20mの幅で組んでますけども、それが町道ができますかというふうに質問してますけども。

議長（酒井恵明君）

財政課長。

財政課長（安永靖文君）

あくまでも町道の予定地として確保するわけございまして、今後将来的に、国土利用計画とか総合計画等に入っておりますけども、方針的にはそっちの方向でいくということだと思いますけども、今後、実際基本設計とか入る場合、その場合には、さっき言われたようにぎりぎりに建てていただかないようなことをお願いするとか、それから等高線が2mかどうかちゅうのは私もわかりませんが、現地で見るとそうは高くないんじゃないかなというふうに思っております。ちょうど真っすぐつんと抜けたところですね。あと、のりを、例えば現場打ちで真っすぐ打つのか、例えば上のほうをのりをつけるのか、何m道路にするのか、まだそこら辺がはっきりしてませんので、現在のところは20mを確保しておきたいと。ですから、将来的につくるときにはやはりここを通すというふうに考えております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

八ツ並線も、弥生が丘に入る手前、鳥栖に向かって左側には鳥栖の東公園、大きい公園がありますね。八ツ並線、あそこ物すごく切り土してますね。掘削して道してます。その上に西長野金丸線、町道が走ってますね。橋がかかっています。あの橋が約35mなんですよ。私もきのう少し現地見たんですけども、掘削した端から端までは約40mあるんですね。あそこまで私勾配がつこうとはここでは思わないんですけども、ある程度掘削しないと道はつくられないと。この道幅20mにはそういう余裕が全くとれてないという問題が、どうしてもクリアできないと。

私、ぜひこれ議長にお願いしたいんですけども、現地も見らずに売却するちゅうことに対して、私大変今回の場合は不安があります。本当にこれで道幅ができるのかという問題、現況ですね。ぜひ議長には議会運営委員会にも取り計らいをしていただいて、議会を一時休憩したとしても全議員で現地を視察すると。そして、やっぱり私たちの目で確かめておくと。委員会ではされたかもしれませんが、してない委員会もありますので、これについてはぜひ取り扱いをしていただきたいというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

重松議員おっしゃるように、総務常任委員の方は現地を視察してあります。見て、説明も

執行部より受けております。今の申し出については議会運営委員会を急遽開きたいと思いませんので、暫時休憩いたします。（「議長」と呼ぶ者あり）この件で。片山議員。

5番（片山一儀君）

資料は前にいただいておりますし、それぞれ現地は議員は当然確認してるだろうと思います。道路幅の問題については設計上の問題であって、今の20m幅は、道路幅は今8mですかね、町道は、一級町道で。そうすると、それは全部とれるわけで、私はこう見てます。今提案がありましたけども、我々としては当然これららってれば、議案を研究するためにもらってるわけですから、今さら議をやめて行く必要性はさらさらないと考えます。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

確かに、私も見ましたし、議員各位の方も見られたと思います。しかし、本当にここは、契約が終わった後は、例えばその契約を破棄するわけにはいきませんね。仮契約ですので、まだ本契約じゃないので、今はまだ見直せます。しかし、本契約をしてしまった後は絶対見直しができない。もし、道幅が足らなかったと。買い戻さなければならぬという問題が発生したら、とてもじゃないけども、今回町が売る2,245円では今度町は買えませんね、開発が進めば。だから、あえて今のうちに、確かに見られたかもしれませんが、再度議会として確認しておくべきと。そうしないと、後で町民から、おまえたちは現地も確認したのかと。個人個人はしたかもしれませんが、執行部も一緒に確認したのかという問題が発生する可能性が私はあるなど。町道ができればいいです。私の思い違いで、できればいいですけども、もし町道ができなかった場合、大変な問題になりやしないかなと。だから、ちょっと時間を削ったとしても、ぜひ現地確認を、調査をしていただきたいというふうにお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

重松議員の意見も片山議員の意見もよくわかりますが、私がおのの前に申し上げましたとおり議運を開いて、議運の皆様もそれぞれのお二方の意見も念頭に置きながら判断して下さると思いますので、ここで暫時休憩し、議運を開催いたします。

～午前10時46分 休憩～

～午前11時14分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開し、先ほど来出てました件で議会運営委員会を急遽開催していただきました。その結果を報告します。

結論からいえば、現地には行かないということで、そのためには担当課長より詳細な説明を再度していただきますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。財政課長。

財政課長（安永靖文君）

どうもまことに申しわけございません。

道路予定地といたしましては、既に分筆をいたしております。面積としましては3,707㎡。この土地を利用するときには、既にメークスには、この用地は町道用地として確保したいというふうな旨を申し上げております。それでまた、先方としては、希望としては、買い取りの話になったときも先方としては全額買い取りたいというのが向こうの希望でしたけども、いや、これは将来的にわたり、まだ計画はしてませんが、町道の予定地であるので売るわけにはいかないと。貸し付けでお願いしたいということで話をさせていただいております。今後、将来的に町道をつくる場合、予定がありますので、今度メークスが基本設計等をする場合には、その点を含めて協議をしていきたいというふうに思っております。町道を将来的につくる場合に支障にならないような協議は進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

ちょっと待ってください。重松議員、よろしゅうございますか。重松議員。

2番（重松一徳君）

発言機会を与えてもらったわけでございます。今言われました以上のことは私はもう言いません。ぜひ、執行部側、メークスさん、協議をしていただいて、本契約のときに、ここは町道を通す予定地というのも明確に規定していただいて、そして町道を通すということであれば、前段、のりの問題とか当然出てくるのはわかっておりますので、十分協議をしていただくようお願いしておきます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

私は、この土地をメークスさんに、温浴施設ということは賛成をいたすわけでございます。基本的なことをお伺いいたしますけど、今回売却する分と道路予定地、これは基山町の公有財産台帳上の区分としてはどういう位置づけがなされておるかということが1つ。

それと、財産の売り払いにつきましては一般競争入札であるということが原則だと思いますけど、今回随意契約でメークスさんと契約されるということについての根拠が2つ目。

それと、契約書の第6条でございます。契約条項について、近隣住民に迷惑となる、悪臭とか、なることを使用してはならない。温泉くみ上げによって周辺井戸のくみ上げ量が近隣住民に不利益を与えないものとする。努力目標を掲げてあると思いますけど、もしこれについて不利益を与えたようなとき、そのときについて基山町としての対処方法等について、その3点についてお伺いいたします。

議長（酒井恵明君）

財政課長。

財政課長（安永靖文君）

まず、あその地目は宅地になっております。道路が、三ヶ敷に1本抜ける道がございます、九電工からですね。もともとはあれが全部で1筆でございました。ですから、台帳上は道路敷地と、1筆ですので、という判定をいたしておりました。しかし、分筆をいたしまして宅地と道路用地と分けたということでございます。

それから、根拠ですね。これにつきましては、あそこはもともと工場用地で、地域整備公団が所有しておりまして、当初に公売をかけております、あそこも含めたところで。しかしながら、あそこは公売に応募がなかったということでございますので、そういう経過がございますので、一遍公売をかけた後は随契でもいいというふうになっておりますので、随契でさせていただきますというところでございます。

それから、契約書の中身ですけども、例えば水枯れ等を御心配かと思えますけども、これにつきましては、議員もせんだつての地元説明会等には行かれてると思えますけども、その席上、森山社長のほうから因果関係がはっきりすれば対処するというふうに申されておりますので、それは間違いのないと思っておりますし、もしそういうことがあれば、メークス側にも町としても働きかけをしていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

大体わかったんですけど、私が言ってるのは、宅地とかそういう問題じゃなくて地方自治法で言う財産のことございまして、どういう財産に分類されてあるかということです。

議長（酒井恵明君）

財政課長。

財政課長（安永靖文君）

大変失礼しました。分筆前は行政財産でございました。売り払うためには普通財産にするということで、分筆後に普通財産に切りかえております。道路は残しております。行政財産です。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

9番（大山軍太君）

私も賛成のほうでございますけども、1つだけお聞きしたいのですが、グリーンパーク等の工業用地の売却の場合は免税措置がありましたですね。固定資産税の5年間の免税ということでございまして、今回温浴施設にもその取り扱いをなされるのかどうかお尋ねします。

議長（酒井恵明君）

財政課長。

財政課長（安永靖文君）

固定資産税の減免、要するに奨励金として払ってると思います。これは、工業再配置ですかね、低開発の誘致でございまして、特例として減免が国のほうでありました。しかし、なくなった関係で、その分を一たん徴収して奨励金として出すという条例を独自に設けさせていただいております。あれはあくまでも製造業でございます。この温浴施設はサービス業でございますので、該当はいたしません。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。平田議員。

12番（平田通男君）

今回の議案に対する提案の仕方についてお伺いしたいと思いますが、5月11日にこの問題

については全協を開いてるわけですね。そして、5月14日に仮契約書が締結をされてる。そして、5月17日に議案書が我々に送付されてるわけです。5月17日に議案書を送付する段階で、なぜ仮契約書を議案の中に入れないのか。それは当然配慮すべきことじゃないですか。我々は、きょう朝来て、この議場の中で上にぼんと置いてあった。何人かの議員は見とらん人もおる。それほど重要じゃないことなんですか、執行部の考え方として。仮契約書は当然、我々に提案するわけだから、提案資料として出すべきですよ、これは最初から。そのことに対する配慮が私は欠けてると思うんですが、御意見を承りたいと思います。

議長（酒井恵明君）

財政課長。

財政課長（安永靖文君）

工事請負、製造業の請負等については、当然仮契約書等を出すことになっております。その内容等が主になっております。ただ、私たちの考えが浅かったのかもしれませんが、財産の処分並びに取得については、その目的が主で、議決事項が目的でございましたので、今までもそのような取得、例えば基肄城の取得とか、それからこの前のグリーンパークの無償譲渡についても契約書等はつけておりませんでしたので、今回もそういうふうにいたしておりましたところ、やはり内容等を吟味していただいた方がいいだろうとゆうことで、まことに申しわけございませんでしたけども、仮契約書を後になりましたけどもつけさせていただいたという経緯でございます。

議長（酒井恵明君）

平田議員、いいですか。平田議員。

12番（平田通男君）

いろんな理由はあるかもしれないけれども、私は当然つけるべきことだと思います。そのために全協で審議をして、そして締結の内容等についてもいろんな御意見が出て、それをつけとかなくちゃいけませんよということ言ってるわけでしょうが、全協の中で。そうすれば当然、そういう心配事項を契約の中で一応クリアしてますよということは資料の中につけるような考え方がないといけないんじゃないかなと思います。これ以上言いません。よろしくお願いしときます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

1点だけお伺いいたします。

売却によって今後固定資産税が見込まれるわけですが、売却すればすぐその月からの分と、年割りが何かしてというふうになるんですか。具体的に固定資産税の課税についてはどうなんでしょうか。

議長（酒井恵明君）

財政課長。

財政課長（安永靖文君）

基本的に、固定資産税はその年の1月1日の所有者にかかります。ですから、例えば5月に売買しても、実際の固定資産税の収入としては来年度からということになります。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第28号議案に対する質疑を終わります。

次に、第28号議案に対する討論を行います。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第28号議案 町有財産の処分についてを採決いたします。本案を原案どおりに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第28号議案は原案どおり可決いたしました。

次に、第29号議案 平成22年度基山町一般会計補正予算（第1号）について質疑を求めます。

ちょっと待ってください。議案書の4ページをお開きください。第1表歳入歳出予算補正について。ございますか。鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

ちょっと私わかりませんが、40,670千円で契約されて補正で40,669千円、1千円の分、これどういうふうな考え方ですかね。

議長（酒井恵明君）

財政課長。

財政課長（安永靖文君）

40,670千円で売却をいたします。ただし、1千円は頭出しをさせていただいておりました、土地売払収入で。合わせて40,670千円ということでございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員、よろしゅうございますか。

次に、事項別明細書の3ページをお開きください。よろしゅうございますか。歳入、15款2項1目についての質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

次、4ページ、歳出、2款1項11目。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

14款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、以上で第29号議案に対する質疑を終結します。質疑がある場合は、挙手だけでなく議長という名称をつけてください。片山議員。

5番（片山一儀君）

直接ではないんです。というよりも、一般会計補正予算を議案として、私は常々言ってるんですけども、提案をされるに当たっては理由が入ってない。これは、ある同僚議員が、予算には理由なんかつかないよという話も耳にしておりますけども、議案に提案される、これは売却をしたから、そのために予算を調製しなきゃいけないんだと、こういう理由がきちっとあるはずですよ。提案理由説明されるわけですから。そこをきちっと理由をつける習慣をつけていただかないと、同じようなことが繰り返されるわけです。議案というのは何か、

なぜ議会へ提出するのか、提出する理由が必ず必要なはず。私もあと一年もなくなりましてけども、最後に今の行政のやり方についてこれからも議会で発言をさせていただきますんで、よく検討、御審議をして改正していただきたいと思います。

以上です。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）

今のような質問はですね毎回毎回片山議員からされておりますけども、その御質問に対して執行部の答弁が全くございません。なぜこれだけ提案をされて執行部側は今のような提案理由だけでされてるのか、明確な理由がなければ毎回毎回このお話になりますので、時間の節約になりますように明確な答弁をいただきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

財政課長。

財政課長（安永靖文君）

この件につきましては、さきの総務課長も答弁申し上げたかと思えます。まず、補正予算といたしましては、そういう事態が生じたということで、議案書にもかれこれ幾らを補正をさせていただくということで提案申し上げますし、また町長のほうも提案理由で申し上げます。また、その後担当課長が詳しく補足説明もいたしております。私はそれで十分に補正予算の議会の提案理由には値するというふうに思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

説明したから足りるんであれば、ほかに提案理由を書くことないんですよ、ほかの議案に。整合性がとれないじゃないですか。だから、基山町の行政文書は体をなしてないのが多いんですよ。どう整合とるんですか。前の議案には提案理由が書いてありますね。説明もされません。行政というのは文書が勝負なんですよ。口頭でやったからいいって話はありません。猛省をしていただきたい。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませつか。答弁ある。財政課長。

財政課長（安永靖文君）

そういうふうにおっしゃいますけども、補正予算は当然議会には提出していいということになっておりますし、それはそういうふうな事態ちゅうのが出てきますので。ただ、今回はたった1件だけということでございますので、わかりますけども、普通の補正予算につきましては数十ページあります。それを全部提案理由を書くというのは不可能でございます。そういう関係上、口頭で補足説明をずっとさせていただいてるということでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

年度の予算調製、編成じゃない、調製と書いてありますね。調製であっても理由があるんです、ちゃんと。それが別紙としてつく場合だってありますよ、提案理由が。一行で書くことはないんですよ。別紙なり付しなり別添なりでつけれるわけですよ。それを1つの考えしかないからこういうことになるんです。1つの形じゃないんです。いろんなやり方があります。提案してるからには提案理由があるはずですよ。それをつけるように、やっぱり文書を書かないとトレーニングになりませんよ。よろしくお願ひします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

それに対するお答えということでもないかもわかりませんが、以前も申しましたように、今おっしゃいましたようにいろいろのケースでございます。ほかの組合等の議会あたりでも提案理由の説明として事務局長が説明をする、しかしその後、いろいろな議案書と申しますか、予算書の審議は、細やかな審議はあっておりません。それがないうきに別添で提案理由を述べるというような、そういうのが多いようなことで私は見てきております。したがって、本町におきましても、後、担当課長が細かく説明をいたしますので、予算書に関する提案理由、今回の場合は1件でございましたけども、たくさんある場合は一々それを申し上げるのじゃなくて、説明が提案理由だというふうに御理解いただけないかと、これは前

にも申したと思いますけども、私はそういうふうに考えております。（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

ほかにごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第29号議案に対する質疑を終結し、第29号議案に対する討論を行います。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第29号議案 平成22年度基山町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第29号議案は原案どおり可決いたしました。

次に、第30号議案 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例）に対する質疑を行います。片山議員。

5番（片山一儀君）

第30号議案に、地方自治179条1項の規定により別紙の専決処分をしたのでと書いてあります。これは直近議会で承認を求めることになってますし、しかしながら専決処分というのがなぜしたかは書いてないんですね。時間的余裕がないと書いてある。専決処分を乱用されると、これは議会制民主主義の崩壊になるんです。議会軽視になります。議会あるいは無視であります。なぜやる暇がなかったのか、時間的余裕がなかったのか。それを明らかにしていただかないといけない。

阿久根だったですかね、あそこでは予算すら専決をしたんですね。それは、179条に、議会が混乱して、あるいは定足数に満たない場合、3つの条件書いてあります。非常に厳しい条件なんです、これは。何で招集する時間的余裕がなかったんですか、これで。3月24日に議会ありましたね。4月1日だってエイプリルフールですけど、やろうと思えばできたはず

ですよ。（「31日にしかできんと」と呼ぶ者あり）いや、それちゃんと書かなきゃいけないって。31日だから、それを臨時会でその前にやったっていいわけでしょう。ただ、いつ発行だったかって問題ありますから、これだけじゃないですよ、専決はね。そこらあたりを、要するに私が言いたいのは、179条というのは専決ができるという、こういう状況はできるという根拠です。なぜしたかは書かなければいけない。常に理由が抜けてるんです。必要性が抜けてるんです。そこあたりをきちっと出すトレーニングをしてください。文章が長いからまとめる、これは中学でやった話ですね。文章を要約するっていう訓練は中学から始まるんです。そこあたりをしっかり考えていただきたい。専決という重みをですね。よろしくをお願いします。

議長（酒井恵明君）

答弁必要ですね。財政課長。

財政課長（安永靖文君）

私どもも専決処分を軽んじてるわけじゃございません。それを利用しようとか、そういうつもりは全く持っておりません。ただ、昨年いろんな問題がありまして、我々も考えておりまして、そういうつもりは全くないというのは御理解いただきたいと思います。

それから、専決理由につきましては7ページに告示書の写しをつけております。その中に、地方税法等の一部を改正する法律が成立し、平成22年3月31日公布、この日に確定をいたしております。その関係上、3月31日、例えば議会を招集申し上げても、否決されるかもしれません。どうなるかわかりませんので、国会のほうがですね。国会のほうで議決いただければ当然公布されるわけですけども、国会が通らなければ臨時会では成立いたしませんので、そういう場合にはやむを得ず専決処分をさせていただいてるということでございます。これにつきましては、第30号議案、第31号議案はそれぞれそのとおりでございます。

それから、第32号議案につきましても、3月31日に額が確定します。これがほとんどでございます。ですので、事前に臨時会をお願いするということは不可能でございます。そういうことで専決処分をさせていただいたということでございます。よろしく御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

重々承知をしております。ただ、専決ということ、これ、私はあと300日ぐらいしかないんですね。だからあえて申し上げ、ずっと今まで見てきてそれを総括してるんであって、これだけじゃなくてですね。理由が必要ですよと、こういうことをしっかり言ってるわけで、短絡で言ってるわけじゃありませんから、よく御理解をいただきたい。

以上です。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第30号議案に対する質疑を終結し、討論を行います。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第30号議案 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第30号議案は原案どおり承認いたしました。

第31号議案 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）に対する質疑を行います。後藤議員。

3番（後藤信八君）

提案理由で、地方税法の一部を改正する法律並びにその施行令、政令第45号に基づき公布され、健康保険条例を改正することが急務ということで今御説明を受けました。確かに、政令をずっと追いかけておりましたら、最後のほうに、45号の第6項に、国のほうはほんの数行上限設定のことを書いてると。もともと医療費改定の条例全体の中では、税条例改正のまとめの中には出てこないぐらいの1項目しか出てないということで、非常に雑な扱いやなと思っとなんですが、それは別にしまして2件お伺いします。

一つは、基山町として国の税制が変わりましたと。で、それに基づく政令も出ましたと。

それに基づいて上限設定の470千円を500千円にする。後期の分を120千円を130千円とする。介護の分が据え置きだとすると、680千円上限の方が720千円、40千円保険料が上がるという話ですね、上限に張りついとる方は。そういうことでしょ。政令が変わったから基山町として自動的に上げるんですか。提案理由も政令が変わったから上げますと。政令が変わったから条例を変えます。その条例を変える中身が、国保の料金の実質的には料金上げの話になるとるわけですね。それは、国の国民健康保険にかかわる法律ちゅうのは上限を設定しとるだけじゃないんですか、これ。それを超えたらいかんでしょうけど、基山町が上げなきゃいけない理由ですね、上限を。絶対この税法に従って上げなきゃいけないのか。基山町としては今国保財政、たしか赤字じゃないですね。その中で上限負担をさらに上位の人に求めるという料金上げの問題を専決でやることができるのかどうかですね。この2点、まずお伺いします。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（真島敏明君）

今までも地方税が変わったときに専決処分をいただいております。それで、国の基準といえますか、政令関係が変わったときには、それに基づきまして基山町も税条例の改正を行わせていただいております。（「なぜ自動的に上げるのかて」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

答弁を聞いてください。

健康福祉課長（真島敏明君）続

国保保険料じゃなく保険税のほうでやっておりますので、地方税に基づいてその体制を行っております。

あと、470千円が500千円、後期高齢の支援金のほうが120千円から130千円ということに上がっております。介護のほうは据え置きということになっておりますけど、高所得者のほうからいただくということで、枠を広げていこうということで、その分によって、応分の負担になってますけど、中低所得者の負担はそのまま上げないようにやっていこうということで、今回限度額の上限の設定が上げられております。一番の私が思いますに目的といたしましては、中低所得者の保険料の増加にならないような改正が行われたというふうに思っております。（「今の回答がもったいないやろ」と呼ぶ者あり）済いません。（「回答になっ

てない」と呼ぶ者あり)

議長(酒井恵明君)

課長、私が余り言うべきじゃないと思いますが、基山町が上げなければならない理由をです。もう一度答弁を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長(真島敏明君)続

大変失礼いたしました。地方税法の改正になっておりますので、それに基づきまして基山町も改正をさせていただくということで、上位法になってますので、そういうことで改正を行わせていただいております。

議長(酒井恵明君)

後藤議員。

3番(後藤信八君)

確認しとるのは、地方税法のほうは課税の上限をここまでしていいですよという上限を決めとるだけでしょ。実際の基山町の国民健康保険の制度は基山町が運営しとるわけですね。基山町の財政状況に基づいて、地方の上位条例のタイミングに合わせて我々も上げますと。財政が苦しいから上げますという理由だったらわかりますよ。だけど、そういう理由も何もなしに国保税金のアップの話を、税法が変わったからスライドで上げます、私はこれ全然納得できないですね。

それともう一つ、例えば理由の中に国民所得の向上とか中階層の人の手当てとか言いますが、国民所得の向上なんてのはこの二、三年で下がってるんじゃないですか、国の言い分は。全体に国民の所得はどんどんどんどん下がりよるのですね。上げる理由には全くないでしょ、これ。私なぜこれをやかまし言うかということ、取れるところから取るという発想が、この保険料の額を見てください。720千円ですよ、年間。月60千円健康保険料払うんですよ、上限の人は。質問しますけど、この人たちの推定の年収はどれぐらいになるんですか。720千円に張りつく人というのはどれぐらいの年収の方ですか。

議長(酒井恵明君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(真島敏明君)

いろいろなケースもありますけど、世帯の構成員とかいろいろありますけど、仮に想定をしますと、40歳以上の夫婦の方で子供さんがお一人、40歳以下の子供さんがいたとして3名

ですね、世帯に3名。で、総収入が8,810千円以上と所得で6,670千円で、今言われたそれぞれの医療のほうと介護並びに後期高齢合わせまして最高額になるということでございます。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

例えば中小企業の方が入る協会けんぽ、年収8,800千円で上限720千円に張りつくちゅうことは、8,800千円の、協会けんぽはたしか平均で9%ぐらいですね、保険料が。それを労使で折半すると。個人の負担分は、だから4.5ですよ、4.5、6。年収9,000千円でも、上限で400千円ぐらいしかならんのじゃないですか、個人負担は。倍に近い数字なんですよ、健康保険の世界の常識からいうと。そういう中でさらに高いところからどんどん取っていいという発想がね。

しかも、国民所得の変化の中で改正すると。国が言うところから国の言うとおりしますという、それ一本で回答通すんだったらそれ以上は言えませんが、国保を運営しとるのは基山町でしょ。たしか20年度、21年度、大きく剰余金が出てますね、国保は。（「もうのうなった」と呼ぶ者あり）もうのうなったですかね。20年度が大きく90,000千円ぐらい出たんですか。基山町として上限を上げないとこれからまずいんですという理由が、専決理由の中には要るんじゃないですか。出産手当のよくなる分を早くせにやいかんから早くしますという専決だったら、よくわかりますよ。町民に料金のアップに関する話を、上が変わりましたから即変えますちゅう、そういう専決の仕方は私は全然何か、これ国保審議会も開いたかどうかわかりませんが、何か手続上瑕疵があるし、安易に国の法律が変わったから基山町としても上げますということがどうしても納得のいかん面があるんですけど、どうでしょうか。町長どうですか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

確かに、後藤議員おっしゃいますように、何もかんも国に追随というか、国が上げたから町も上げるという性質のもんじゃないというふうに私も思います。しかしながら、詳しくは覚えておりませんが、基山町の国保財政も決して楽というわけでもございませんし、また将来不安というようなこともございますもんですから、上げさせていただきたいというこ

とで専決提案をさせていただいてるということでございます。それがなぜ専決かというような話にもなるかと思うんですけども、そういう形で出させていただいたということでございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）

私も後藤議員と同じ意見でございますけども、対象者は何名ぐらいいらっしゃるって、どれぐらいの御負担がふえるのかですね。それと、先ほど言われた中低所得者の軽減ですか、割合からするとどれぐらいの割合と考えていらっしゃるのかですね。

それともう一点が、後藤さん言われたように、上位法が上がったから基山町の条例も必ず変えなければいけないのかですね。その2点について質問いたします。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（真島敏明君）

想定した人数とか影響の部分とかは、まだうちのほうで確認をいたしておりません。

議長（酒井恵明君）

2点目のことは、品川議員、後段の2点目の質問ですね、どなたに。課長。

6番（品川義則君）

課長に。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長に求めているんですね。健康福祉課長。

健康福祉課長（真島敏明君）

済いません。地方税法のちょうど改正がっておりますので、できればその方向で基山町もやらせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）

本当にこの国保は運営厳しいと思っております。毎回毎回、税率とかいろんなものが上

がるときは大変な議論になっております。で、お願いしたいのは、国保の運営は町で任されてるちゅうか、運営するようになっておりますので、長期的な人口動態もわかるでしょうし、どれだけの医療費が上がってくるのかというのも、税率とかこういった話になるときは、直前になってこれだけ悪くなりましたからお願いしますという発想で必ず税率は上がってまますね。私が以前入っていたときには突然に上がったものですから、納付される方が納付書を見て驚いて、間違えじゃないかということで受付が混雑するほど、大変混雑して業務に支障が出るような状態もあったわけですね。

ですから、こうやって上位法が変わったから上げざるを得ないということもわかりますけど、長期的な展望を町民に示して、よりよい運営ができるような方向性を執行部として、町として出すべきじゃないかと思うんですよね。決まったから上がりました、足りませんから上げていきますということと、それから健康のほうもいろんな健診をされるので、それと一体化した国保の経営を目指していかないと、いつまでも、上がりましたからくださいということとやっていきますと、基山町の魅力というものがますますなくなっていくし、これが先行けば町のますます運営がやりにくくなる部分にも一因として上がってくるんじゃないかと思うんです。ですから、県内全体を見た部分とか、町内で見た部分とか、大きな視野に立った、長期的な視野に立った計画を早急につくっていただきますことを強く要望して終わります。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

今回、先ほど説明ありましたように、医療分、介護分、後期高齢者支援金分合わせて現在最高限度額690千円ですね、課長。それが730千円と。40千円アップするということで、先ほど後藤議員からもいろいろ、根拠がはっきりしないんじゃないかというふうな指摘もされております。私もそういうふうに思いますが、そうしますとこれ10回払いですから、最高限度額にあった方については1回73千円と、10回で簡単に割ればですね。非常に町民の中には国保税が高過ぎるということで、滞納者もふえておるとい状況の中ですけれども、そうすると最高限度額払うという人については何人おるかまだはっきりしないということですが、例えばどういう方がこれに該当されるのか、その辺はわかるでしょ。どういう方がこれに該当されるのか。わかりませんか。所得の多か人と。所得の多か人ちゃ、それまでですけどね。

それ1つお聞きしたいと。

そうするともう一つは、町民の方への周知ですね、周知。これについてどうされるのか。さっき言った、リストラとかなんとかに遭ってという人については所得額30%で課税しますよというふうな形になってる、それは広報「きやま」に載ってるわけですよね。ところが、これについてはまだ載ってないという中で、町民の人も、先ほど品川議員が言われましたように、これ見てびっくりして、うわあと、40千円上がったということになるわけですからね。だから、ちゃんと理解を求めるような広報等はどのように考えられてるのか。その2点をお願いします。

議長（酒井恵明君）

松石議員、1点目はプライバシーに抵触すると思いますので、どんなですか。

10番（松石信男君）続

いや、対象者はどういう人かち聞いたとよ。

議長（酒井恵明君）

ぎりぎりの答弁を求めますか。健康福祉課長、その辺を配慮して答弁してください。

健康福祉課長（真島敏明君）

先ほど議員さんの質問の中にもありましたので、もう一回復唱になりますけども、どうい  
う方が対象になりますかという御質問なんですけど、さっき仮に想定しました40歳以上の夫  
婦の方と40歳未満の子供さんが3名、世帯で3名いる場合ですね。そのときの場合の想定を  
しております、いろんなケースがありますけど、所得で6,670千円、総収入で8,810千円以上  
という方が大体想定される人たちじゃなかろうかというふうに思ってます。

それとあと、周知の関係なんですけど、リストラとか非自発的に解雇された方とか、そう  
いう方たちにつきましては5月1日の広報等で載せております。今、議員言われましたよう  
に、限度額につきましては周知等をまだ行っておりません。今後の予定としては、6月の、  
来月なんですけど、中旬ぐらいに納付書を送らせていただきます、保険税の。その中に一  
緒に入れて周知をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

それは該当者に送るわけでしょ、具体的に。町民の人に周知、これが必要だと思うんですよ。5月1日号にはもう一方の改正、改正ちゅうか、分は載せてるわけですから、これもやはりきちっと知らせることが私は国保財政に対する理解を深めることになるだろうし、先ほどから指摘されている、なぜ上げるのかという部分を含めてね。私は上げること問題とってるんですよ。しかし、きちっと町民の方に知らせることが必要ですから、例えば鳥栖なんかは全家庭に詳しく載せてるんですよ、計算式まで載せて。さっき言われました40歳以上の夫婦で子供1人で総収入が幾らの場合は幾らになりますという例まで載せて、詳しくA3判でやってますよ。それまでやるかどうかは別にしても、町民の人に国保税に対する理解を深めてもらうという意味でも、きちんとして知らせることが私は必要ではないのかというふうなことを言ってるわけです。ただ単に、いや、納付書を送ったけんそれ見てもえればということじゃ済まないというふうに思ってますので、それについての考え方を聞きいたします。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（真島敏明君）

確かに周知がおくれております。それで、広報等に載せるところで検討していきたいというふうに、前向きにですね、載せたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。平田議員。

12番（平田通男君）

町長にお尋ねしますが、今回の提案されたものについて、当然国保運営審議会を開かれますと思いますが、いつ開かれましたか、お知らせください。

議長（酒井恵明君）

町長に質問。町長。

町長（小森純一君）

申しわけございませんけども、私ちょっとそこは承知しておりません。

議長（酒井恵明君）

じゃ、担当課長に答弁させます。健康福祉課長。

健康福祉課長（真島敏明君）

先ほど平田議員から御質問ありましたけど、国保の運営協議会には諮っておりません。昨年より運営協議会は議会の前段で開催をしておりました。昨年、運営協議会にお諮りをしまして、年4回じゃなくて年2回にさせていただきました。何もなければ9月と3月に運営協議会を開催するというふうになっております、今現在ですね。それで、専決事項につきましても3月を既に過ぎておりましたので、お諮りをしておりません。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）

それでいいんですかね。国保運営審議会というのは基山町の国保の運営に関する内容、特にこういう問題を重要に上げて審議をした上で議会に提案されるべきじゃないですか。もし回数を減らしたというなら、それはそれでもいいけど、臨時でも開いてやるべき最も重要な事項じゃないでしょうかね。町長、どうお考えですか。運営審議会に全然一回もかけないやつを専決で出してきて、そして議会これ了承しなさいというのは、余りにもひどいんじゃないかと思うんですが、町長お答えいただきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

確かに言われますように、これは町民の皆さんにとって重要な事項だと、案件だというふうに思いますので、そこは安易でなくて十分に審議をしていかなきゃいかんというふうに私思っております。今回それを開いてなかったということは手落ちかなというふうに思っておりますので、今後はひとつそういうことで考えていきたいというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

平田議員、よろしゅうございますか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

質疑がないようですので、第31号議案に対する質疑を終結し、第31号議案に対する討論を

行います。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第31号議案 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を採決いたします。本案を原案どおり承認と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

どうした。起立でしょ。起立多数と認めます。よって、第31号議案は原案どおり承認と決しました。

12時経過いたしましたので、ここで13時30分まで休憩しようと思いますが、お諮りしましょう。継続しますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

じゃ、執行部も継続ということですので頑張ってください。

次に、第32号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度基山町一般会計補正予算（第7号））に対する質疑を行います。

議案書の18ページをお開きください。第1表歳入歳出予算補正について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、事項別明細書の3ページをお開きください。よろしゅうございますか。歳入、2款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

2款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

少し急ぎますので、申しわけございません。2款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

3款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

4款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

5款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

6款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

7款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

9款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

10款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

14款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

16款1項1目、3目。松石議員。

10番（松石信男君）

1点だけお尋ねいたします。

ふるさと応援寄附金の件ですけれども、2,750千円たまったということですが、具体的にどういうふうな事業、もちろん寄附の目的も含めて、きちっとこういうふうに使ってくれという目的も含めて寄附されてる部分もあると思いますが、具体的にどのようにされるのかね。ずっとためていくのか、いや、今年度からとか、その辺の計画について説明ください。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）

ふるさと応援寄附金については、公募の中でこういった項目に使っていきたいということで募集をお願いし、こういった形で何件かの皆さんからの協力をいただいているところです。活用については、その目的に従って昨年からもいろいろ検討いたしております。しかし、額の内容等も含めて、何らかの要綱等を作成しながら活用を図っていきたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

それで、やはり具体的に、せっかく寄附していただいたわけですので、その方の意思に沿うような形で事業をやると。それがまたPRにもなりますのでね。それならもうありがとうございましたと。町民のためにも非常に役立っておりますし、こういう事業で助かっておりますと。自分のわずかなお金が役立ったのかというふうになれば、私は、寄附もたくさん集まるかどうかわかりませんが、そういう効果もあるというふうに思いますんでね。また逆に、こっちがPRもできると。だから、やはり具体的に、まだ額は大した額じゃないかもしれないけども、やれる部分での具体的な事業、これを進めていくということが大事だというふうに思っております。今年度から具体的にそういうことはやっていこうとされているのか、済いません、再度。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）

先ほども言いましたように、額についての寄附をいただくときに本人さんの希望を、まずどの事業に充てていただきたいかということはお聞きをしております。ただ、目的について

は基山町に任せますというのが大体多いようです。それで、この活用については、そういった目的の中で基山町の掲げております4項目か5項目あったと思いますけど、その中で活用して、議員御指摘されましたような形で広報等を使いながら公募も広めていきたいと思えます。今年度からそういう形で実施の方向をやっていきたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

松石議員、いいですね。

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

次進みます。15ページ、17款1項3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

次、歳出に移ります。2款1項6目、13目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

10款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

10款2項5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

10款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

10款4項3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

14款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

以上で第32号議案に対する質疑を終結し、第32号議案に対する討論を行います。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終結します。

次に、第32号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度基山町一般会計補正予算（第7号））を採決いたします。本案を原案どおり承認と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第32号議案は原案どおり承認と決しました。

以上をもちまして平成22年第2回基山町議会臨時会を閉会します。

～午後0時14分 閉会～

基山町議会会議規則第120条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

基山町議会議長 酒井 恵 明

基山町議会議員 池 田 実

基山町議会議員 大 山 勝 代